

# 法律の 現場から

135

## 原発生業訴訟で 国と東電の責任 を認める判決！

弁護士 矢崎 暁子

「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟で、10月10日、国と東電の責任を認める判決が福島地裁で下されました。2013年に始まったこの訴訟は、原発政策を押し進めてきた国と東京電力に対し、福島第一原発事故によって居住地が放射能汚染された原告たちが、「ふるさと喪失」による慰謝料を請求してきた事件です。

対応策を執るべきだったとして東電と国の責任を認めました。さらに「生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求していくという、人の全人格的な生活」を法的な利益として認めました。命は助かっていても「暮らしそのもの」を丸ごと失った、という原発事故による被害を率直に表現した画期的な判決です。

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702  
平日13時～17時

### ■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

## 北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554  
(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所  
(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10  
第5水光ビル3階